

## ワイドスターⅢにおける衛星機器の修理

当社はワイドスターⅢ船舶用衛星機器（以下、「衛星機器」といいます）であるワイドスターⅢ設置型端末、追尾アンテナ、ハンドセットの故障が発生した場合、故障した衛星機器（以下、「故障機器」といいます）と良品機器を交換することで修理するものとします。ただし、全損・水濡れ等の状況により故障機器の修理ができないと当社が判断した場合は、修理を行わないものとします。なお、「良品機器」とは、他のお客さまが利用されていた故障機器を当社が回収し、修理をした上で、新品出荷時と同様の状態に初期化したリフレッシュ品をいいます。

### 1. 修理内容等

#### (1) 現地訪問による修理

- ① 衛星機器の修理については作業場所及び作業日時をお客さま又はお客さま指定の対応者（以下「保守対応者」といいます）と協議のうえ決定し、当社若しくは当社の協力会社が現地へ出向き、故障を切り分ける作業（以下「故障切り分け作業」といいます）を行った結果（以下、故障修理に関する作業を「故障修理作業」といい、故障切り分け作業とあわせて「故障対応作業」といいます）、もしくは保守対応者の申出から、修理が必要であると当社が判断した場合は、故障修理作業により、故障機器を良品機器と交換するものとします。
- ② 修理対応可能な場所については次に定める条件を除く日本国内の場所に限り、ただし、当社とお客さまとの間で修理可能場所以外での提供について、作業内容及び作業に必要な費用等について合意したときはこの限りではありません。
  - (ア) 北海道・本州・四国・九州・沖縄本島の各本土より架橋のない離島
  - (イ) 船舶がけい留施設にけい留又は陸岸されていない場合
- ③ お客さまは、故障対応作業を行う際に必要な範囲で、当社の要請に基づき衛星機器及び船舶の周辺機器の稼働を停止するものとします。
- ④ 故障対応作業を行うにあたり、安全に作業を行うことができるよう当社が依頼した場合は、お客さまは必要な措置を講じることとします。
- ⑤ 故障対応作業を行う際に、衛星機器の設置場所の状況から保守作業者が安全に作業できないと判断したときは、お客さまにて保守作業者の安全を確保できる足場等を準備していただくか、衛星機器を故障対応作業実施可能な場所まで移動していただくか、又は故障対応作業をお断りする場合があります。

#### (2) 現地未訪問による修理

- ① 当社は、衛星機器の故障が明確である場合は、良品機器をお客さま又はお客さまが指定する保守対応者と当社で合意した場所へ送付し、故障切り分け作業を行わない場合があります。
- ② 当社は、お客さまから送付された故障機器を点検した結果、全損・水濡れ等の状況により、故障機器の修理ができないと判断した場合は、修理を行わず当該機器をお客さまへ返却するものとし、お客さまは、良品機器を当社に返却するものとします。

#### (3) その他

- ① お客さまは、良品機器と交換した故障機器の所有権は、お客さまが良品機器を受領した時点で当社に移転

【ワイドスターⅢ 船舶利用型（第2種契約）ご利用のお客さま】

するものとし、当社は、故障機器をリフレッシュしたうえで良品機器として利用することができるものとし、また、(2)②に基づき当社に返却される良品機器の所有権は、お客さまが当社から返却された故障機器を受領した時点で当社に移転するものとし、

- ② 当社は故障機器の内部に保存されたメモリダイヤル及び SMS データや各種設定等（以下メモリダイヤルとあわせて「内部データ」といいます）は初期化するものとし、当社は内部データの残存及び修理に伴う損壊・消失等による損害賠償責任その他責任を負わないものとし、
- ③ 当社は天災地変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由による修理の遅滞又は不能、その他、当社の責に帰すべからざる事由による衛星機器の故障、衛星機器の故障による通信が行えないことによる損害賠償責任その他の責任を負わないものとし、
- ④ 当社が修理に関する義務に違反したことによりお客さまに損害を与えた場合であっても、その責任の範囲は通常生ずべき損害（逸失利益等を除くものとし、故障機器の修理費を上限とします）に限られるものとし、故障機器の修理費を上限とします。ただし、当社に故意又は重大な過失があるときはこの限りではありません。

2. 修理料金

衛星機器が故障した場合の修理料金については下表（1）「修理料金表」とおりとします。なお、支払期限及び支払条件等はワイドスターⅢ通信サービス契約約款第9章及び通則の定めに基づきます。

(1) 修理料金表

故障 切り分け作業	故障修理作業		
	自然故障※1		自然故障以外の故障
	購入から1年以内	購入から1年超	
衛星機器の切り分け作業を72,600円/件で実施する。 ※2※3※4	衛星機器が故障の場合、無償で修理を行う。	衛星機器が故障の場合、修理の都度、下表(2)「故障修理作業にかかる料金表」に定める料金を適用する。	衛星機器が故障の場合、修理の都度、下表(2)「故障修理作業にかかる料金表」に定める料金を適用する。

(税込)

- ※1 当社の定める基準に照らして、取扱説明書に従った正常な使用状態のもとで発生した故障をいいます。
- ※2 一の船舶における衛星機器が同時に故障した場合は、1件の故障受付として取扱い、故障切り分け作業にかかる費用をお支払いいただくものとし、
- ※3 1件の故障受付において、お客さま都合で複数回作業場所に出向いた場合、出向いた回数分の故障切り分け作業にかかる費用をお支払いいただくものとし、
- ※4 「1.修理内容(2)現地未訪問」に基づき故障対応作業を行った場合は故障切り分け作業にかかる費用は発生しないものとし、

(2) 故障修理作業にかかる料金表

衛星機器	金額
ワイドスターⅢ設置型端末	261,800円
ワイドスターⅢ追尾アンテナ	335,500円
ワイドスターⅢハンドセット	72,600円

(税込)

【ワイドスターⅢ 船舶利用型（第2種契約）ご利用のお客さま】

3. 違約金

(1) お客さまは次のいずれかに該当した場合は、別途所定の支払期日までに違約金として下表「違約金一覧表」に定める金額（課税対象外）をお支払いただくものとします。

- ① 良品機器を受領後、受領日の翌日から起算して60日経過しても故障機器を当社に送付しなかった場合
- ② 当社が故障機器を修理ができないと判断し、修理を行わずお客さまへ返却したにもかかわらず、良品機器を当社が指定した期限までに返却されなかった場合
- ③ 修理の申込みを取り消されたにもかかわらず、既に受け取っている良品機器を当社が指定した期限までに返却されなかった場合
- ④ 当社に返却された良品機器の状況が破損等をしており、原状回復が必要な場合

(2) 当社は、お客さまが支払った違約金については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

違約金一覧表

機器	内部故障・外観破損	全損※・未返却
ワイドスターⅢ設置型端末	238,000円	259,000円
ワイドスターⅢ追尾アンテナ	305,000円	464,400円
ワイドスターⅢハンドセット	66,000円	71,200円

※ 全損とは、水濡れ等、修理による原状回復ができない状況をいいます

4. 不備等の扱い

当社は、故障対応作業の完了日から起算して6か月以内に機器に不備等が発見され、当該不備等の原因が当社に起因する場合は、当社の費用において別の良品機器に交換するものとします。